

はじめに

1 計画見直しの趣旨

農業・農村は、国民生活に不可欠な食料を供給する機能のみならず、その営みを通じて、国土の保全等の役割をも果たす、まさに「国の基」と言えます。

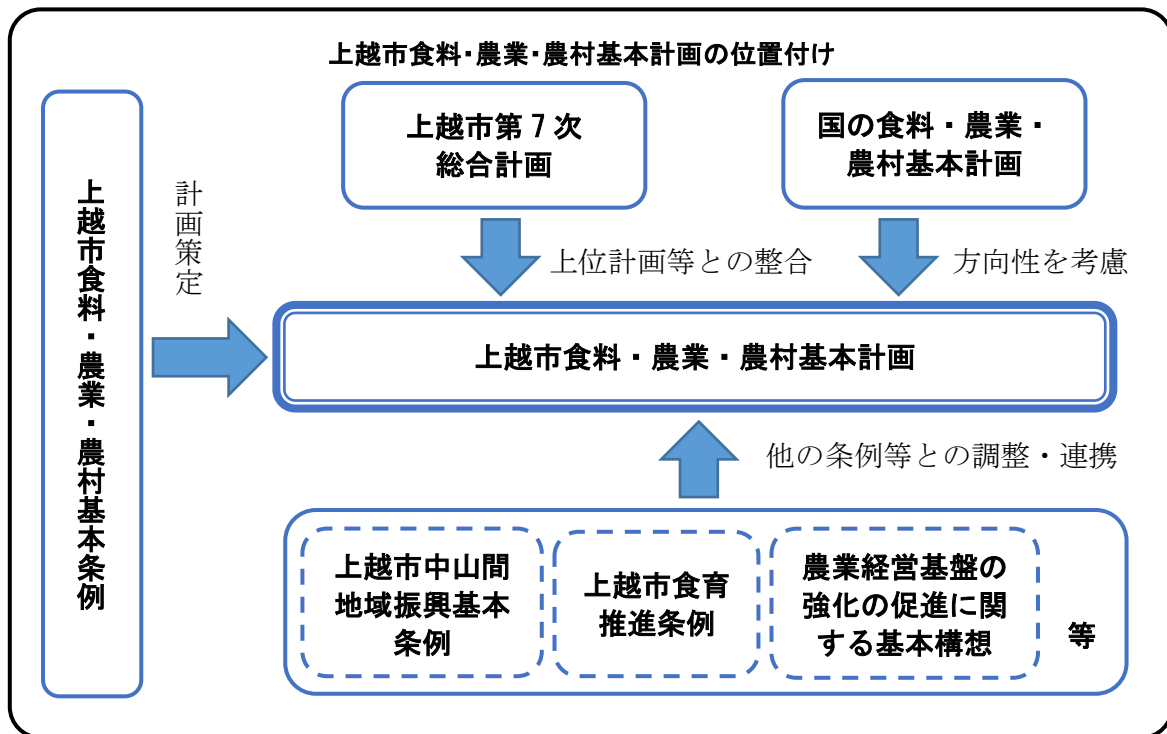
しかしながら、我が国における食料・農業・農村を取り巻く環境は、不安定な国際情勢が食料の安定供給に影を落とし、国内における人口減少に伴う需要減少や農業従事者の急減に歯止めがかからないことに加え、地球温暖化による気温上昇や異常気象が農作物の収穫量や品質に大きな影響を及ぼすほか、自然災害の頻発化・激甚化により生産基盤が甚大な被害に見舞われるなど、私たちがこれまで経験したことのない課題に直面しています。

当市の状況に目を転じると、全国有数の米生産地として平野部においては、ほ場整備による農地の大区画化や農地の集積・集約化が進み、中山間地域では全国有数の面積を誇る美しい棚田群が魅力的な地域文化の形成に寄与するなど、全国に誇る大きな強みがある一方、全国と同様に人口減少や高齢者の引退により農業従事者が大幅に急減し、農業はもとより、農村を維持するために必要な担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

このような背景を踏まえ、今回の基本計画の見直しに当たっては、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、生産現場の農業者が先を見通せる希望をもち、上越市の農業・農村を維持・振興し、受け継ぎやすい環境のまま次の世代へつないでいくことができるよう、「上越市食料・農業・農村基本条例」第2条に定める基本理念を踏まえ、食料・農業・農村の各分野について、これまでの市の取組の振り返りを行った上で、現状や課題を整理し、施策の進むべき方針を分かりやすく端的に記載するとともに、当市の状況をより多くの皆様からイメージいただけるよう、データやグラフなどを各項目に掲載しました。

2 計画の位置付け

本計画は、上越市食料・農業・農村基本条例の下、当市の最上位計画である「上越市第7次総合計画」との整合性を図りつつ、国の「食料・農業・農村基本計画」を踏まえるとともに、食料や農業等に関する条例や計画、戦略等と調整・連携し、当市の食料、農業及び農村の総合的な振興を推進する計画として位置付けるものです。



3 計画において定める事項

上越市食料・農業・農村基本条例第8条第2項において、次のとおり規定しています。

- (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食料自給率の目標
- (3) 農地の有効利用に関する目標
- (4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 計画の期間

(1) 計画の期間

これまでの当市の食料・農業・農村基本計画は、施策の目標年度を10年後としつつ、上越市食料・農業・農村基本条例に基づき5年ごとに見直しています。

今回の見直しは、令和3年に定めた計画（計画期間：令和3年度から12年度）の前期5年間を検証するとともに、国の食料・農業・農村基本計画の内容等を踏まえた上で、今後5年間の当市農業の施策の方向性を示しています。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、実行計画である「上越市食料・農業・農村アクションプラン」で推進する具体的な施策を、毎年度、進捗状況を踏まえて見直します。

5 施策の体系図

